

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

Info

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中に納税（納入）通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少などにより納付が困難な方は、前年中の所得に応じて、保険税・保険料の減免を受けることができます。減免の詳細につきましては、通知書に同封する案内をご確認ください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）

28・0917
保険課介護グループ（介護保険料）
28・0100

国民健康保険、後期高齢者医療及び各種福祉医療の受給者証等の更新

Info

現在ご使用的国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日（日）です。

8月1日（月）から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

【70歳から74歳までの方】

①高齢受給者証

昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月中旬に送付します。

受給者証は70歳に到達した翌月（1

日が誕生日の方はその月）から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②限度額適用認定証または限度額適用認定証ま

昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方のみ、7月中旬に送付します。

Info 後期高齢者医療制度 2割負担の導入

2割負担の導入

ループ 28・0917

たば限度額適用認定証

Info

8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日（月）以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者医療

【後期高齢者福祉医療】

更新手続きのうえ案内を7月中旬に送付します。

郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼必要書類

個人により異なりますので、案内文で確認してください。

ループ 28・0917

7月中旬に送付する保険証（赤茶色）の有効期限は令和4年9月30日（金）までです。10月以降は、9月に改めて送付する保険証（青色）をお使いください。

自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月に届く2回目の保険証でご確認ください。

制度に関するご質問は、「コールセンターまでお問い合わせください。

あいち後期高齢者医療「コールセンター」 0570・011・558
(7月11日～12月28日まで（土日祝を含む）午前8時45分～午後5時15分)

保険課国民健康保険・医療グループ
0570・011・558
(7月11日～12月28日まで（土日祝を含む）午前8時45分～午後5時15分)

▼問合せ

ループ 28・0917

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

Info

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中に納税（納入）通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少などにより納付が困難な方は、前年中の所得に応じて、保険税・保険料の減免を受けることができます。減免の詳細につきましては、通知書に同封する案内をご確認ください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）

28・0917
保険課介護グループ（介護保険料）
28・0100

国民健康保険、後期高齢者医療及び各種福祉医療の受給者証等の更新

Info

現在ご使用的国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日（日）です。

8月1日（月）から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

【70歳から74歳までの方】

①高齢受給者証

昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月中旬に送付します。

受給者証は70歳に到達した翌月（1

日が誕生日の方はその月）から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②限度額適用認定証または限度額適用認定証ま

昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方のみ、7月中旬に送付します。

2割負担の導入

ループ 28・0917

たば限度額適用認定証

Info

8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日（月）以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者医療

【後期高齢者福祉医療】

更新手続きのうえ案内を7月中旬に送付します。

郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼必要書類

個人により異なりますので、案内文で確認してください。

ループ 28・0917

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

Info

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中に納税（納入）通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）

28・0917
保険課介護グループ（介護保険料）
28・0100

国民健康保険、後期高齢者医療及び各種福祉医療の受給者証等の更新

Info

現在ご使用的国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日（日）です。

8月1日（月）から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

【70歳から74歳までの方】

①高齢受給者証

昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月中旬に送付します。

受給者証は70歳に到達した翌月（1

日が誕生日の方はその月）から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②限度額適用認定証または限度額適用認定証ま

昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方のみ、7月中旬に送付します。

2割負担の導入

ループ 28・0917

たば限度額適用認定証

Info

8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日（月）以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者医療

【後期高齢者福祉医療】

更新手続きのうえ案内を7月中旬に送付します。

郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼必要書類

個人により異なりますので、案内文で確認してください。

ループ 28・0917

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

Info

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中に納税（納入）通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）

28・0917
保険課介護グループ（介護保険料）
28・0100

国民健康保険、後期高齢者医療及び各種福祉医療の受給者証等の更新

Info

現在ご使用的国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日（日）です。

8月1日（月）から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

【70歳から74歳までの方】

①高齢受給者証

昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月中旬に送付します。

受給者証は70歳に到達した翌月（1

日が誕生日の方はその月）から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②限度額適用認定証または限度額適用認定証ま

昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方のみ、7月中旬に送付します。

2割負担の導入

ループ 28・0917

たば限度額適用認定証

Info

8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日（月）以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者医療

【後期高齢者福祉医療】

更新手続きのうえ案内を7月中旬に送付します。

郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼必要書類

個人により異なりますので、案内文で確認してください。

ループ 28・0917

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

Info

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中に納税（納入）通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）

28・0917
保険課介護グループ（介護保険料）
28・0100

国民健康保険、後期高齢者医療及び各種福祉医療の受給者証等の更新

Info

現在ご使用的国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日（日）です。

8月1日（月）から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

【70歳から74歳までの方】

①高齢受給者証

昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月中旬に送付します。

受給者証は70歳に到達した翌月（1

日が誕生日の方はその月）から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②限度額適用認定証または限度額適用認定証ま

昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方のみ、7月中旬に送付します。

2割負担の導入

ループ 28・0917

たば限度額適用認定証

Info

8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日（月）以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者医療

【後期高齢者福祉医療】

更新手続きのうえ案内を7月中旬に送付します。

郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼必要書類

個人により異なりますので、案内文で確認してください。

ループ 28・0917

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

Info

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中に納税（納入）通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）